秋田県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ防除用	使用量 合計
22	フィプロニル			1.5E−1	6.9E+0	7.0
64	エトフェンプロックス	8.6E+0	8.1E+0	2.2E+0	5.3E+0	24.2
117	テブコナゾール				5.4E-1	0.5
139	トラロメトリン			2.1E+0	4.1E-1	2.5
140	フェンプロパトリン			1.0E+0		1.0
153	テトラメトリン	9.2E+1	4.4E+0	8.3E+1	2.1E-2	179.6
181	ジクロロベンゼン	2.0E+2	1.2E+2			316.6
225	トリクロルホン		4.1E+0			4.1
248	ダイアジノン		4.4E−1			0.4
251	フェニトロチオン		1.1E+2	1.3E+0		110.5
252	フェンチオン	2.0E+0	4.0E+1	2.0E+0		44.1
256	デカン酸				7.9E-1	0.8
350	ペルメトリン	1.1E+1	2.2E+1	6.9E+0	1.1E+1	51.8
405	ほう素化合物		4.5E−2	1.9E+1	2.5E-1	19.5
427	カルバリル			7.3E+1		72.6
428	フェノブカルブ			4.7E+1	3.0E+1	77.3
457	ジクロルボス	4.2E+1	3.9E+2			436.3
	合 計	3.5E+2	7.0E+2	2.4E+2	5.6E+1	1349.1

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。 注)衛生害虫・・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等